

私たちの国の特別支援教育の制度やその展開の実際は国際的に見てどのようなものなのか？

【研究を行った背景】

平成19年9月に我が国は国連の「障害者の権利条約」に署名し、さらにその批准に向けての調整の作業を行っているところです。この条約は「インクルージョン（包容）」の考え方に基づき、人権を基軸とした障害がある人々に対する世界（国連）の障害者に対する活動の基礎を形成しているもので、第24条には教育に関する条項があります。

私たちはこの「障害者の権利条約」が今後の特別支援教育を展開していく上で貴重な基礎資料となると考え、条約の署名先進国における制度や教育状況について調査し、比較検討を行い、日本の特別支援教育の制度が国際的にどのような立ち位置にあるのかを明らかにしようと試みました。また、この研究では制度や教育の範疇ばかりではなく、その結果を生活実感としても受け止められるように、文献や統計情報から「暮らし」に関する国際比較指標を整理し、合わせて、利用者側（当事者側）の意見の収集を試みました。実地調査の対象国はイギリス、ドイツ、フランスです。なお、本研究は今後の我が国の特別支援教育の在り方を探るスタートアップ研究として、単年度で実施されました。

【研究の結果】

調査対象国では「障害者の権利条約」の批准に向け、それぞれの立場で制度整備を行っていました。各国は「インクルーシブな教育」という同一の目標に向かって、確実にその国固有の前進をしていること、またその一方で課題も多いことがわかりました。

イギリスは、2007年3月に「障害者の権利条約」に署名しましたが、条約の批准に向けたプロセスに入りながら、保留の段階にあります。大きな理由は、インクルーシブ教育に対する国民や団体の多様な意見と、それに対して政府がどう対応するべきかまだ結論が見えていないからです。全体的な世論では、日本と同様、インクルーシブ教育を目指しながらも、子どものニーズに沿った特別学校を一定数残すという方向に向かっており、障害のある子どもや保護者のためのサポートを民間団体だけでなく、公的な機関においても中立の立場で行うという、両面の取組が行われていました。

ドイツは、既に「障害者の権利条約」に署名しているものの、全般的にインテグレーションの考え方により障害がある子どもの教育制度を整備しており、各州においてその進み方にかなり温度差がありました。それは従前から障害児教育と通常教育が別個のものとして、制度的に明確にかつ障害種別により細分化されていたことに起因しているようです。今後はドイツ国内において、よりインクルーシブな教育をどのように展開していくかが大きな課題となっています。

フランスは、日本より半年早く障害者の権利条約に署名し、選択議定書についても既に署名しています。さらに、2005年2月11日法（障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法）によって、“あらゆる障害児が居住地に最も近い学校に学籍を登録する”と明記していますが、現実の就学は進みません。報告書では、フランス全国知的障害者連盟（UNAPEI）と差別等に対応する高等調停機関（HALDE）が、全国の市長、学校長、保護者に行った実態調査についても紹介しています。

今後我が国では、「障害者権利条約」を踏まえながら、特別支援教育をさらに進展させていくためには、制度のさらなる整備もさることながら、教育全般にわたる実践場面において、他分野との連携・協力を進めながら、教育活動の質の向上を目指すことも重要な課題となると思われます。

【研究結果の効用】

本研究は、国連や日本における障害がある人々のさまざまな施策（教育施策も含み）の状況をその視野に入れて実施されたものです。研究結果の内容には「障害者の権利条約」を中心に、日本の障害者施策の理念がその条約の理念に連続したものであるということ、そして調査対象国の「障害者の権利条約」の批准に向けての工夫や課題の現状の報告、また調査対象国の教育や「暮らし」に関する比較結果等に関することが記載されています。

これらの内容から、日本におけるおおよその「特別支援教育」に関する国際的・相対的な立ち位置をうかがい知ることができます。

【研究結果の活用】

現在、日本における障害がある子どもの教育は「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換され、各教育現場には「特別支援教育」の充実に向けたさらなる展開が期待されています。本研究の結果は、各教育現場で行われる日々の教育活動を大所高所から評価し、今後の特別支援教育の向上に向けて、その道筋を明確にするための参考にすることができます。

【関連情報】

研究成果報告書

研究成果報告書は以下のような構成となっています。

第Ⅰ章 研究の概要

1. はじめに～理念的背景に焦点を当てながら～
2. 研究方法
3. 研究組織

第Ⅱ章 障害者の権利条約および数値から見る各国の「制度」と「暮らし」について

1. 障害者の権利条約について
2. 「制度」と「暮らし」について～比較指標～

第Ⅲ章 欧州各国の状況～実地調査を踏まえて～

1. イギリス
2. ドイツ
3. フランス

第Ⅳ章 研究のまとめと今後の課題

本リーフレットは、研究所で行った次の研究を基に作成しています。

【研究課題名・研究期間】

障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究－我が国の現状と今後の方向性を踏まえて－

(平成20年度)

【研究組織】

研究代表者	笹本 健
研究分担者	中澤 恵江 棟方 哲弥 横尾 俊 伊藤 由美 齋藤 由美子
所内研究協力者	大内 進 藤本 裕人 田中 良広 柳澤 亜希子

【問い合わせ先】

メールアドレス
教育支援部 笹本 健
(sasamoto@nise.go.jp)